

## 川崎市物価高騰対策給付金

# こども加算分の御案内

給付金の  
支給額

支給対象  
となる世帯

(対象児童1人につき) **5万円**

- ① 令和5年川崎市物価高騰対策給付金(7万円)
- ② 令和5年川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(10万円)

→①または②を**受給した・受給資格を有する**方で  
令和5年12月1日時点で、同一世帯の**18歳以下**

(平成17年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯 **令和**

**6年8月30日(金)まで**

申請期限

- ・電子申請の場合 当日 午後11時59分まで
- ・郵送の場合 当日 午前9時まで(川崎港郵便局留必着)

※期限を過ぎても申請はどのような理由でも受け付けておりません。

上記①、②の給付金の支給が終わった世帯から、手続き不要で順次支給いたしますが、  
下記の(1)、(2)、(3)に該当する方は、**別途申請が必要**となります。

(1)令和5年12月1日時点で児童と別居している世帯



←電子申請フォーム (2)令和5年12月2日以降に出生した児童がいる世帯

(市 HP から申請書の

→令和6年7月31日までに出生した児童が対象ダウン

ロード可)

(3)①の受給資格を有するが未申請の世帯(辞退者を除く)**電子申請また**

**は郵送にてお申込みください。**



詳細は右下にある二次元コードから御確認ください。 **こども加算**

も加算

お問い合わせ先

川崎市給付金

コールセンター

HP▼

**0120-710-320** 午前 8 時 30 分～午

後 5 時 15 分 (土日祝を除く)